

甲府法人会たより



写真：小学校における「税金教室」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和3年8月

第151号

題字 高野会長

法人会
消費税期限内納付
推進運動

主な内容

- 楽しい法人会活動
- 第11回定時総会
- 源泉部会講習会 等
- 甲府税務署長 着任のごあいさつ
- キャッシュレス納付推進宣言式
- タオル等寄贈
- 令和4年度税制改正に関する提言
- 法律相談Q & A・税務相談Q & A



楽しい法人会活動

甲府法人会 女性部会長

飯島 朱美

皆さまこんにちは！私はこの度、深澤前部会長より、甲府法人会女性部の部会長のバトンを引き継いだ、飯島でございます。企業もそうですが、法人会のような組織も、次につなげる事が大切です。全国的にもどんな世代交代しているようで、年齢的なこともあり私に白羽の矢が立ったようです。本当に力不足ですが、よろしくお願いたします。

それでは簡単に自己紹介させていただきます。私は東京の下町、昔の国技館があった蔵前というところで育ちました。父は明治生れの江戸っ子、母は大正生れ、兄弟は5人で、その中で唯一の女が私です。女は短大を出て、早く嫁に行けという時代だったので、学生時代に知り合った主人（鮮魚卸「湊与」経営）と早くに結婚しました。兄弟のうち、二人が家業を継ぎ、2人が歯科医になりました。

見えるという素晴らしい環境です。友人たちにも恵まれ、山梨に来て本当によかったです。子供は息子2人で孫も4人おります。46年前に、主人が事業展開をして、青果の部門を広げました。その部門を私が引き受け、現在「㈱入兆」、仲卸「とまと本店」、「甲州夢小路 入兆青果」と三店舗経営しています。

それではここで、法人会についてお話をさせていただきます。私が法人会女性部会に入会したのは、飯島敏子前々部会長が会長を務めていた平成9年です。素晴らしい先輩たちがそろっていらして、良い会だなと思って入会させていただきました。

法人会は、良き経営者を目指す者の経済団体です。正しい税務知識を身につけたい、もっと積極的な経営を目指したい、社会のお役に立ちたい、そのような経営者を支援する会です。

女性部会のメンバーは女性を中心とした経営者や会社のお手伝いをしてい

る方々です。現在、44名で活動しています。県内には、甲府を含めて大月、山梨、鵜沢と4つの女性部会があります。平成30年には、法人会女性部会の全国大会「全国女性フォーラム」が山梨で開催されました。全国大会では深澤前部会長の元、女性のパワー全開で、全国から1,600人ものが集まり、大成功を納めました。

次に女性部会の活動について、ご紹介させていただきます。最近では青年部会と共に租税教育活動として、小学校へ出向き、「税金教室」を開催しております。雨宮副部会長が中心となり、その講師として頑張っています。現在、女性部会員で講師は5名になりました。私も何回か講師を務めさせていただきました。小学校6年生が対象ですが、児童は皆きちんと話を聞いてくれます。

まだ思春期前なので、純粹に私の目をしっかりと見てくれて、教える方もとても良い経験になりました。

日本国憲法に国民の三大義務として、教育、勤労、納税の義務を負うとありますが、この3つは私達が豊かで幸せな生活を送っていく為に守っていかねばならないことです。勉強をして、色々な知識を得て、よく働き、税金を納めて社会を良くして行く。この「税金教室」の短い時間ですが、理解してもらえればと願っています。鉄は熱いうちに打てと言います。たった

45分の授業ですが、どこかでその事が、頭の片隅に残っていれば、立派な大人になってくれるのではと思っております。

「税金教室」のシナリオは大変良くできていて、時間通りに納まるように構成されています。今どきの子供達が大好きなアニメも取り入れてあります。最後に子供たちが1億円のレプリカを皆で持ちますが、手渡されたときのうれい顔は忘れられません。

この授業が役に立ち、大人になって脱税をして自分だけが得をするという、利己的な大人にならず、人の為に役立つ大人になってもらいたいのです。

また、その他の活動として今年はい実施できませんでしたが「富士山クリン作戦」への参加なども大きな活動の1つです。

最後に私は、京セラの稲盛和夫さんを尊敬しております。勉強会にも参加させていただきました。利己でなく利他の気持ちをもって経済活動をしなさいという中で、企業も利益を出して、税を納めれば世の中に役立つということではないでしょうか。

今コロナで大変厳しい状況ですが早くコロナ前の元のような世の中になつて、経済活動が活発になつてもらいたいのです。2年間、女性部会長として頑張りますので、どうぞ皆様よろしくお願いたします。

(株)会社入兆 代表取締役社長

第11回定時総会を開催

5月18日、甲府記念日ホテルにおいて、第11回定時総会を開催し、会員企業95社が出席しました。
昨年同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施しました。

本総会は高野会長の挨拶の後、第31回理事会決議を経て上程された議案の審議を行い、令和2年度決算、役員選任の議案が審議され、満場一致にて承認されました。役員改選では、高野会長が再任されたほか新役員を選任しました。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により、昨年度実施できなかった事業を含め、「税知識の普及・啓発活動」の拡大や、社会貢献事業などに一層力を入れていくことなどを確認しました。

定時総会後の表彰式では、当会に永年ご尽力をいただいた役員に対する表彰を行いました。

本年度総会において表彰を受けた方々
退任役員感謝状贈呈

高野三雄 副会長



挨拶をする高野会長

甲府法人会功労者表彰受表彰者

- 窪田広直 常任理事
- 新津正彦 常任理事
- 長坂 茂 常任理事
- 赤野玉明 理事
- 東原記守 理事
- 久保寺孝男 理事

- 高野三雄 副会長
- 宮川 武 理事
- 岩下達也 理事
- 東原記守 理事
- 鶴田哲嗣郎 理事
- 丸山正和 監事
- 殿岡 仁 三井住友海上 代理店
- ※丸山氏と殿岡氏は会員増強の功績による表彰です。

新役員名簿（敬称略）

会長 高野孫左エ門 (株)吉字屋本店

副会長

- 佐々木宏明 山梨トヨタ自動車(株)
- 岸本 良三 敷島金属工業(株)
- 上原 重樹 (株)印傳屋上原勇七
- 関 光良 (株)山梨中央銀行
- 小林 成光 (株)小林製作所

専務理事

酒井 信 公益社団法人甲府法人会

常任理事

- 西川 一也 (株)清里給油所
- 興水 順彦 (株)内田印刷所
- 内田 博 (株)内田ニットウエア(株)
- 小林 幸夫 篠原貿易(株)
- 篠原 義明 (株)サンキョー
- 望月 英雄 (株)坂本建運
- 坂本 政彦 (株)イノウエ
- 井上 善展 浅川熱処理(株)
- 齊藤 基樹 (株)山梨文化会館
- 奈良田 伸司 (株)山梨信用金庫
- 廣川 利勝 甲府テレビ山梨
- 鈴木 淳郎

理事

- 荻野 寛二 (株)オギノ
- 小野 光一 金精軒製菓(株)
- 太田 丈三 太田工業(株)
- 中澤 厚男 (株)談露館
- 小林 重夫 (株)小林商会
- 山寺英一郎 井筒屋醤油(株)
- 飯島 忠 (株)湊興
- 秋山 勉 (株)ホテル舟山
- 河西 秀史 (株)河西金属商事
- 依田 訓彦 (株)少國民社
- 清水 修一 協和産業(株)
- 笠井 健夫 (株)峡南堂印刷所
- 湯沢 基 (株)湯澤工業(株)
- 井上 重良 (協)国母工業団地工業会
- 長谷川正一郎 長谷川醸造(株)
- 小澤 博音 (有)川音運輸
- 宮川 武 (株)甲斐延
- 岩下 達也 北杜タクシー(株)
- 小澤 一正 アジア燃料(株)
- 清水 新司 清水工業(株)
- 小松 茂仁 (株)小笠園
- 早野 正泰 (株)早野組

監事

- 梅本 実 (株)九上山梨製パン(株)
- 丸山 正和 (株)コーシン
- 丹沢 始 (株)丹沢電機

- 寺井 英仁 寺井木材(株)
- 岩下 和彦 (有)相原商事
- 相原 紀幸 熊野屋物産(株)
- 深澤 由美子 井口工業(株)
- 井口 和則 (株)常磐ホテル
- 笹本 健次 (株)近藤宝飾
- 近藤 誠 (株)依田商店
- 依田 道徳 疾測量(株)
- 石井 猛雄 龍王産業(株)
- 相川 幹夫 (有)さのやタクシー
- 阿部 格治 (株)シンゲン
- 矢部 兵衛 鈴木製菓(株)
- 鈴木 浩文 (株)中村建設
- 中村 国男 (株)マルモ
- 丸茂 正樹 鶴田電気(株)
- 鶴田 哲嗣郎 秋山紙販売(株)
- 秋山 稔 大栄設備(株)
- 望月 慎太郎 (株)バロン宝飾
- 山村 一 白根運送(株)
- 笹本 清美 (有)浅川建工
- 浅川 重直 (株)栗山商店
- 栗山 直樹 (株)ユニオックス
- 高村 隆義 (株)マンゲン
- 雨宮 俊彦 (有)荻原組
- 金井 一憲 宏和建设(株)
- 荻原 眞次 (有)浅川興業
- 浅川 俊之 山梨県機械金属工業団地(協)
- 望月 英昭 山梨交通(株)
- 原田 邦夫 山梨オアシステム
- 宿沢 一六 (株)ネオシステム
- 加藤 吉一 (株)コンピュータマインド

※常任理事の廣川利勝氏は、一身上の都合により、総会決議後の6月26日付にて辞任されました。

青年部会・女性部会の定時総会を開催

新女性部会長に飯島朱美氏 青年部会に高村部会長を再任

5月10日、青年部会及び女性部会の第11回定時総会を古名屋ホテルにおいて開催しました。甲府税務署の佐伯署長、親会から関副会長にご出席いただきました。

最初に行った女性部会の定時総会では、令和2年度の事業報告と令和3年度の事業計画が満場一致にて承認され、さらに本年は役員改選の年にあたり、深澤部会長が退任され、新たに飯島朱美氏が女性部会長に選任されました。

次に行った青年部会の定時総会では、令和2年度の事業報告と令和3年度の事業計画が満場一致にて承認されました。また青年部会も役員改選の年にあたり、高村部会長が再任されました。



新役員名簿（敬称略）

女性部会

部会長
飯島 朱美 (株)入 兆

副部会長
東條 初恵 (株)シラネパック
秋山加代子 (株)ホテル舟山
新海比呂栄 (株)新海不動産業
雨宮 恵美 (有)雨宮オートボディーサービス

湯沢 律子 (株)湯沢工業(株)
三澤 早苗 (株)三澤工業
永井 理恵 (株)東邦観光サービス
内藤 誠子 (有)テラワン

理事
中村 友恵 (株)中村建設
飯野みづほ (株)アルファジュエリー
早川 悦子 中央ベニヤ(株)
堀内 直子 丸市倉庫(株)
石井 敦子 疾測量(株)

荒井 房子 (株)荒井建材

監事
岸本 敏江 敷島金属工業(株)

相談役
深澤由美子 熊野屋物産(株)



女性部会長に選任された
飯島新部会長



女性部会長を退任された
深澤前部会長

青年部会

部会長
高村 隆義 (株)ユニオックス

副部会長

飯島 禎典 (株)湊 與

丸茂 正樹 (株)マルモ

田中 雅貴 (株)カルク

鮫田 光一 国際勧業(株)

幹事
杉田 光司 (株)大成電気

渡辺 慎助 渡辺建設興業(株)

藤田 尚晋 (株)ダイナック中日本

坂本 哲啓 甲府ビルサービス(株)

笠井 健弘 (株)峡南堂印刷所

大木賢太郎 (株)オオキ

日原 孝樹 (株)早野組

中沢 雄一 (有)中沢実業

遠藤 宗和 (有)インシユランス相和

長澤 修 (株)ソネット

竹野 幹男 竹野司法書士事務所

監事

相原 紀幸 (有)相原商事

阿部 誠 (有)アベエージェンシー



再任された
高村青年部会長



源泉部会講習会

「源泉部会講習会」

を開講

源泉部会講習会は、昨年と同様に甲府会場のみで開催に変更し、6月21日に第1回を開催しました。初級講座に23名、上級講座に21名が参加され、来年1月までの全6回の講座がスタートしました。

講師は甲府税務署源泉所得税担当の曾賀上席調査官が務めました。本講習会は研修内容により、受講したい内容の日程だけのご参加も可能です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。



会場とオンラインでの実施

「知って得する」

印紙税研修会」を

オンライン開催

6月22日、普段学ぶ機会の少ない印紙税について研修会を開催し、会場に9名、オンラインにて30名にご参加いただきました。

講師は甲府税務署の増田調査官が務め、具体例を提示しながら、分かりやすく説明していただきました。研修会終了後には、多くの参加者が自社のケースでの質問をされるなど、理解を深めていただきました。

社会貢献活動

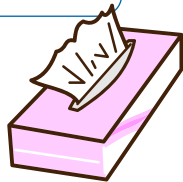
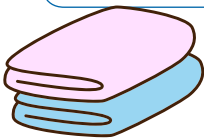
会員から寄せられたタオル等を寄贈

7月29日、甲府法人会と山梨県法人会連合会は、定時総会の出席者などから寄せられたタオル、石けん、ティッシュ、使用済み切手などの品々を、山梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈しました。

寄贈式では、高野会長から山梨県子育て支援局子ども福祉課の柳沢課長、山梨県社会福祉協議会の茂手木常務理事に、それぞれタオル等をお渡ししました。これらの品々は、山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて、県内の福祉施設などに贈られます。

寄せられた品々

タオル類	6,008 枚
石けん類	72 個
箱ティッシュ	110 個
ポケットティッシュ	320 個
未使用切手	77 枚
使用済み切手	12.9kg
未使用テレホンカード	55 枚



山梨県社会福祉協議会への寄贈



山梨県への寄贈

着任のごあいさつ



甲府税務署長 長谷山 信也

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で甲府税務署長を拝命し、税務大学校東京研修所長から転任して参りました長谷山でございます。前任の佐伯同様、よろしくお願い申し上げます。

高野会長をはじめ甲府法人会の皆様には、平素から法人会の事業活動を通じて、円滑な税務行政の運営に格別の御理解と御協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

甲府法人会の皆様におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」という理念の下、税の啓蒙、税知識の普及を目的とした各種研修会の開催や次代を担う小学生を対象とした税金教室への講師派遣のほか、「企業の

税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート」の活用呼びかけなど、適正な申告納税制度の実現に向けた各種の事業を展開されるとともに、社会福祉施設へのタオル等の寄贈など、社会貢献活動にも積極的に取り組まれております。皆様のこういった活動は、私も税務行政に携わる者として大変心強く感じるとともに、高野会長をはじめ会員の皆様の熱意に心から敬意を表する次第であります。

このような法人会の活動に対しまして、私どもは、長年、皆様と培って参りました協力・協調関係をより発展させ、皆様の活動の一助となれますよう、各種研修会への講師派遣など、できる限りのお手伝いをさせていただきたいと考えております。

さて、令和5年10月1日から消費税の「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が導入されます。この制度

の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。その「適格請求書発行事業者」になろうとする事業者の方の登録申請書の受付が本年10月1日から開始されます。この制度の円滑な導入に当たって、私どもは、周知・広報に努めているところではあります。力が及ばないところもございます。従前から税務署からの広報等に御協力いただいている甲府法人会の皆様に、なお一層のお力添えを賜りますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

昨年から続いている新型コロナウイルス感染症拡大は未だ予断を許さない状況にあり、皆様の事業への影響は計り知れないものと承知しております。税務面における対応として、申請及び申告期限の延長等の各種の措置や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が設けられております。これらの措置につきましては、国税庁のホームページにおいて紹介しておりますので、御参考としていただくと共に、御不明な点や御相談等がありましたら、税務相談室又は税務署にお尋ねくださいますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人

甲府法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

法人会に関する職員のご紹介（敬称略）



源泉審理担当
田中南海子



法人審理担当
玉浦将憲



法人2統括官
赤川寿治



法人1統括官
梅津 寛



副 署 長
関川 進

令和3事務年度・法人系統職員新旧対照表

(令和3年7月10日)

官 職	新 メ ン バ ー		旧 メ ン バ ー	
	氏 名	前 任 署 等	氏 名	転 任 先 等
署 長	長谷山 信也	税務大学校東京研修所 所長	佐伯 章二	ご 退 職
副 署 長	関川 進	課税第二部・資料調査第一課・課長補佐	加藤正一郎	蒲田・法人・特別調査官
法人1統括官	梅津 寛	(留 任)	梅津 寛	(留 任)
法人2統括官	赤川 寿治	豊島・法人3・上席調査官	大山 千奈美	鵜 沢・法人・統 括 官
法人審理担当	玉浦 将憲	雪谷・法人1・上席調査官	堀家由起子	雪谷・法人1・上席調査官
源泉審理担当	田中 南海子	麴町・特別国税調査官付 上席調査官	曾賀 琢磨	蒲田・国際税務専門官付 上席調査官



七月の東京国税局の人事異動に伴い、甲府税務署においても新幹部職員の皆様が着任されました。

例年、新幹部職員の皆様と当会の役員が一堂に会して意見交換会を開催しておりますが、今回も昨年と同様に新型コロナウイルス感染症防止対策として規模を縮小し、8月4日に甲府法人会館において開催しました。

当会は高野会長をはじめ、4名の副会長と青年・女性部会長が出席、甲府税務署は長谷山署長をはじめ法人会関係部門の幹部職員のご出席を

いただきました。

意見交換会は、高野会長と長谷山署長のご挨拶から始まり、税務署の方々から自己紹介、また法人会の出席者からも自己紹介を行いました。さらに山梨県の名所などを紹介する映像と甲府法人会の活動内容の映像をご覧いただいてから意見交換に入りました。税務行政や租税教育活動など法人会の各種活動について、和やかな雰囲気の中、活発な意見交換を行うことができました。

意見交換会終了後には、甲府税務

甲府税務署との意見交換会

長谷山署長ほか新幹部職員をお招きして



自己紹介をされる甲府税務署の皆様

署の皆様は国の登録有形文化財である甲府法人会館を見学していただきました。

青年部会・女性部会が実施した「税金教室」

実施日	学校名	講師
4月20日(火)	甲府市立里垣小学校	阿部 誠 氏 (青年部会) 鮫田光一 氏 (青年部会)
4月28日(水)	甲府市立玉諸小学校	丸茂正樹 氏 (青年部会) 阿部 誠 氏 (青年部会) 日原孝樹 氏 (青年部会) 上田文彦 氏 (青年部会)
5月19日(水)	南アルプス市立 櫛形北小学校	雨宮恵美 氏 (女性部会)
5月20日(木)	韮崎市立甘利小学校	飯島禎典 氏 (青年部会) 杉田光司 氏 (青年部会) 鮫田光一 氏 (青年部会)
5月26日(水)	甲府市立 中道北小学校	鮫田光一 氏 (青年部会)
5月31日(月)	昭和町立押原小学校	田中雅貴 氏 (青年部会) 飯島禎典 氏 (青年部会)
6月8日(火)	甲府市立北新小学校	坂本哲啓 氏 (青年部会)
6月9日(水)	北杜市立明野小学校	田中雅貴 氏 (青年部会)
6月15日(火)	昭和町立常永小学校	大木賢太郎 氏 (青年部会) 竹野幹男 氏 (青年部会) 長澤 修 氏 (青年部会)
6月25日(金)	甲斐市立 竜王西小学校	中沢雄一 氏 (青年部会) 遠藤宗和 氏 (青年部会)
7月8日(木)	南アルプス市立 落合小学校	雨宮恵美 氏 (女性部会)
7月14日(水)	中央市立三村小学校	雨宮恵美 氏 (女性部会)
7月15日(木)	甲斐市立 双葉東小学校	日原孝樹 氏 (青年部会) 笠井健弘 氏 (青年部会)
7月19日(月)	南アルプス市立 豊小学校	雨宮恵美 氏 (女性部会) 永井理恵 氏 (女性部会)

小学校を対象とした

「税金教室」を開催

当会では、青年部会と女性部会を中心に租税教育活動の実施に力を入れています。中でも小学校を訪問しての「税金教室」の開催をその活動の柱としています。

小学校の1学期にあたる4月から7月にかけての「税金教室」の開催状況は表のとおりとなっております、大変多く

の小学校から開催の依頼をいただくことができました。甲府税務署管内6市1町の小学校14校において26回開催し、合計約800名の児童(6年生)に受けていただきました。
引き続き2学期以降も積極的に取り組んでいきます。



1億円の模擬紙幣に興味津々



税金に関するクイズなど、児童に考えてもらう内容となっている

キャッシュレス納付推進宣言式

高野会長が代表して宣言

7月28日、当会を含む甲府税務署管内の税務関係民間10団体による、「インターネットバンキングなどを活用した税のキャッシュレス納付を推進していく」とする宣言式が行われました。

このキャッシュレス納付推進宣言は、行政手続きのデジタル化や納税者の利便性の向上を図るために各団体が連携して取り組むものです。

宣言式では、日本銀行甲府支店の水野支店長の立ち合いのもと、税務関係民間10団体を代表して当会の高野会長が、甲府税務署の長谷山署長に宣言書を手渡しました。

今後、当会においてもキャッシュレス納付推進に関する周知広報活動や利用推進に積極的に取り組む予定です。



宣言書を手渡す高野会長（右）

『スキルアップセミナー』

（女性社員向け）がスタート

山梨県法人会連合会では、企業内の女性社員の意欲及び能力向上を目指したセミナーを毎年開催しています。

7月7日、第1回のセミナーが甲府法人会館において開催され、県内各地の法人会会員企業から15名が参加されました。

そして今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、参加者相互の席を離すなどの方法で実施しました。

講師は山梨中銀経営コンサルティング株式会社の佐野亜矢氏が務められ、内容は新人・若手社員向けで接遇マナーに始まり、顧客の満足度を高めるための具体的な方法などについてお話いただきました。さらにグループワークも取り入れながら和やかな雰囲気が進められました。

参加者からは、「実際の話を交えながらの説明だったので、とても分かりやすかったです。」「不安な毎日ですが、明るく何事にも挑戦していきたいと思いました。」「会社だけでなく、日常生活でも活用できる内容でした。」などのご意見をいただきました。今後は、9月9日に中堅社員向け、10月13日に管理職向けのセミナーを開催する予定です。



グループワーク



講師の佐野亜矢氏

令和4年度 税制改正に関する アンケート調査結果

(令和3年4月実施)
 対象件数 3,123社
 回答数 384社
 回答率 12.3%

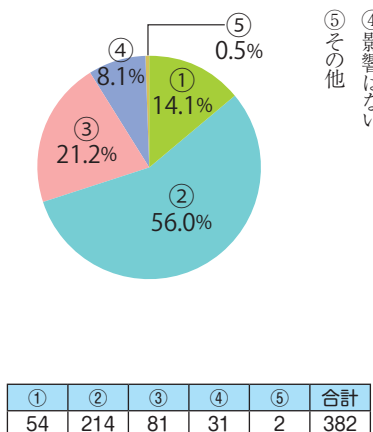
甲府法人会では、本年4月に「税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は384社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「令和4年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。



Q1 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスの影響は昨年11月以降増加し、本年1月には11都府県で緊急事態宣言が出されるなど、収束時期の見通しは立っておりません。令和3年3月時点で、あなたの会社の経営状況に新型コロナウイルスによるマイナス影響が生じているかお聞かせください。

- ① 影響は出たが、今はない
- ② 影響が継続している
- ③ 現時点ではないが、今後影響が出る可能性がある
- ④ 影響はない
- ⑤ その他



Q2 中小企業向け税制

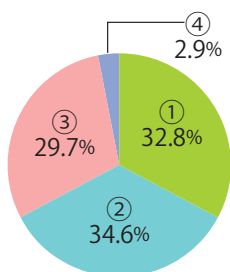
令和4年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内を選んで下さい。

- ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ② 設備投資研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充

Q3 消費税/軽減税率制度

消費税10%の引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率制度が導入され、一年半が経過しました。軽減税率制度についてどう考えますか。

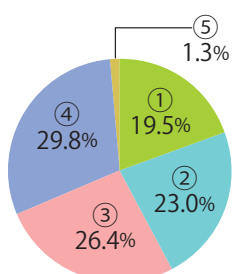
- ① 事務負担などの問題が大きいため単税率に戻すべき
- ② 多少の事務負担はあるが、やむを得ない
- ③ 特に問題ない
- ④ その他



Q4 消費税/適格請求書等保存方式①

令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者(課税売上高1,000万円以下)からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

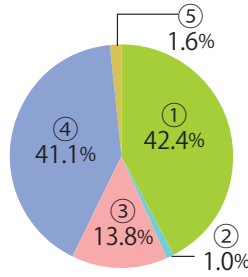
- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするために、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ 事務負担が増えるので、導入には反対である
- ④ わからない
- ⑤ その他



Q5

消費税／適格請求書等保存方式②
 適格請求書等保存方式の導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まります。あなたの会社における登録申請予定を聞かせください。

- ① 課税事業者であり、登録申請をする予定
- ② 免税事業者ではあるが、課税事業者とみなして登録申請をする予定
- ③ 登録申請をする予定はない
- ④ わからない
- ⑤ その他

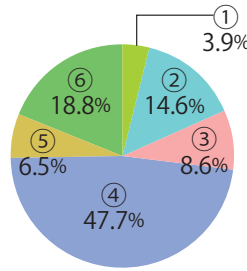


①	②	③	④	⑤	合計
163	4	53	158	6	384

Q6

事業承継／納税猶予制度
 平成30年度法制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、相続税贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ① 特例承継計画を提出した
- ② これから特例承継計画を提出する予定である
- ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

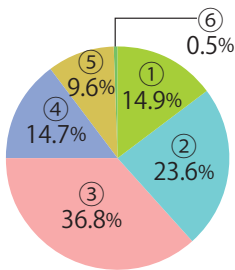


①	②	③	④	⑤	⑥	合計
15	56	33	183	25	72	384

Q7

事業承継／事業承継税制
 政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んでください。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
- ④ 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

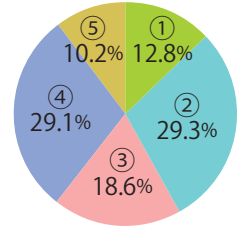


①	②	③	④	⑤	⑥	合計
87	138	215	86	56	3	585

Q8

地方税／固定資産税
 地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んでください。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

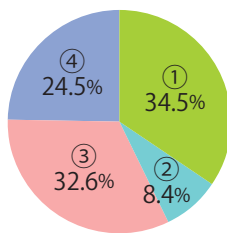


①	②	③	④	⑤	合計
70	160	102	159	56	547

Q9

マイナンバーカードの取得状況
 政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、本年3月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるようになりました（利用申込が必要です）。また、令和6年度末には「運転免許証」と一体化することも予定されております。マイナンバーカード（写真入りのカード）の取得状況についてお聞かせください。

- ① 取得している
- ② 現在、申請中である
- ③ これから申請したい
- ④ 申請する予定はない



①	②	③	④	合計
131	32	124	93	380

Q10

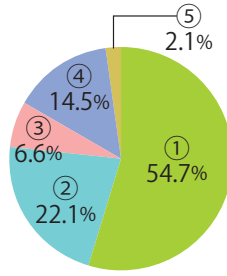
マイナンバーと金融機関口座のひも付け
 今般の新型コロナウイルス対策では、オンラインによる特別給付金申請で混乱が見られました。政府は、マイナンバーと金融機関口座のひも付けについて、「国民が任意で1人1口座を登録」することとし、経済対策や災害時の給付金などの迅速な受け取りにつなげることをしています。マイナンバーと金融機関口座のひも付けについて、どう考えますか。

Q11

経理事務のーT化

政府は経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に見直すこととしております。あなたの会社の経理事務の現状についてお聞かせください。

- ① 手書き
- ② Excel等の表計算ソフトを使用
- ③ 市販の会計ソフトウェアを使用
- ④ 自社開発のソフトウェアを使用
- ⑤ その他



①	②	③	④	⑤	合計
208	84	25	55	8	380

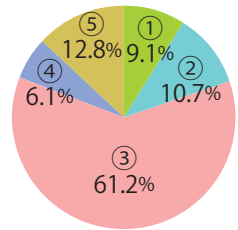
- ① 給付金等の入金口座の登録（1人1口座）は任意とすべき
- ② 給付金等の入金口座の登録（1人1口座）は義務化すべき
- ③ 全ての金融機関口座についても登録を義務化すべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q12

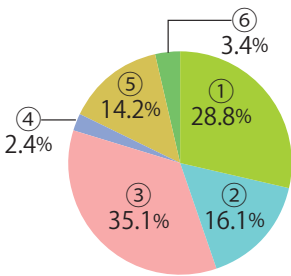
財政健全化

我が国の財政は国と地方の長期債務残高が1,200兆円を越し、先進国の中でも突出して悪化しています。さらに、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきかと考えますか。

- ① 歳出の削減と負担増の両方に対応する
- ② 税の自然増収と歳出削減で対応する
- ③ 歳出削減を中心に対応する
- ④ 負担増を中心に対応する
- ⑤ わからない
- ⑥ その他



①	②	③	④	⑤	合計
34	40	229	23	48	374



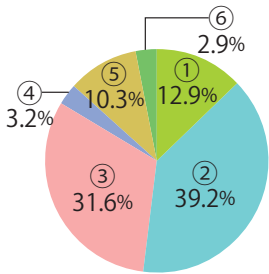
①	②	③	④	⑤	⑥	合計
109	61	133	9	54	13	379

Q13

社会保障制度

令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付費の急増が見込まれています。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求めることとしています。社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他



①	②	③	④	⑤	⑥	合計
49	149	120	12	39	11	380

その他のご意見

（ご回答者の原文を掲載）

- 税制が複雑すぎます。もっと簡素化すべき。
- 現行の事業承継税制は使うに値しない。非上場株式の評価方法を見直すべき。
- 贈与税の非課税枠（1,000万円）を引き上げるべき。
- 売上、経営に関係なく消費税10%（8%）は全ての業種が国民から預かり代納する。年間1,000万円以下は納税しなくて良いというのは良くない。
- 消費税（需要を抑える税）を廃止しない限り、何の税制改正をしても状況は良くならない。消費税廃止を要望してください。
- 財政健全化について、長期債務残高1,200兆円を超した。何の意味が有る数字ですか。我が国は自国通貨発行権があるので、債務は帳簿上、抹消できます。何の問題も無いと思われまます。
- 超高齢化社会になって歳出が増えることは当然であります。特に社会保障関連では、税収を大幅に超える費用負担となっております。しかし、あまり社会保障以外の公共サービスの支出を減らすと社会全体の景気が悪くなってしまうので、あまり極端な政策も難しいと思います。このような社会保障の負担をカバーくらいGDPが上がれば良いと思います。必要に感じます。

■従業員数

	回答数
4人以下	87
5～19人	137
20～99人	102
100～299人	30
300人以上	12
合計	368

■前事業年度の申告状況

	回答数
黒字申告	228
赤字申告	107
回答保留・その他	29
合計	364

■資本金

	回答数
1千万円以下	167
1千万円超～5千万円以下	155
5千万円超～1億円以下	26
1億円超～3億円以下	4
3億円超～5億円以下	6
5億円超	6
合計	364

■会員区分

	回答数
税制委員	4
役員（税制委員を除く）	36
一般会員	272
合計	312

■主たる業種

	回答数
製造業	72
建設・土木・不動産	87
卸売・小売・飲食	97
サービス	54
その他	57
合計	367

税制委員会

令和4年度の税制改正に関する提言を決める

甲府法人会および山梨県法人会連合会は「令和4年度税制改正に関する提言」を協議するための税制委員会を開催しました。前ページまで記載の「税制改正に関するアンケート調査」の回答と委員会からの意見を参考に以下の提言内容に決定して、公益財団法人全国法人会総連合に提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会
令和4年度税制改正に関する提言

〈総論〉

新型コロナウイルス対策に伴う歳出拡大に対して米国などが財源確保に動き出す中、日本では財政を巡る議論が遅れている。

米国では連邦法人税率を21%から28%に引き上げるほか、富裕層の株式売却益の最高税率を約2倍の39・6%に引き上げる方針を表明。英国も大企業向け法人税率を2023年4月に19%から25%に引き上げることを決めるなど、海外では悪化した財政立て直しの議論が進んでいる。

一方、政府の動きは鈍く、コロナ対

策で2020年度の新規国債発行額は1兆2兆5、539億円となり当初予算の3兆2兆5、562億円から大幅に増加。5兆円のコロナ対策予備費を盛り込んだ過去最高の1兆6兆円超となった2021年度予算でも4割を国債発行に頼る綱渡りの財政運営が続いている。

法人会はコロナ対応への財政出動はやむを得ないという基本認識を示す一方でコロナ収束後を見据え、将来世代につけを回さず現世代で背負うことを求めてきた。速やかに財政再建の議論を開始し、税の自然増収を前提とする

ことなく、歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に税財政改革を実行すること。

財政の健全化について

借金拡大を止めるには、政策経費を税収などで賄えるかを示す基礎的財政収支を黒字にすることが欠かせない。

2020年度末の国の債務残高は1,216兆円に達し、2021年度予算では新型コロナウイルス対策費が膨らみ一般会計の歳出総額が過去最大の106・6兆円となり、2025年の基礎的財政収支黒字化の目標は絶望的になった。内閣府では2029年度黒字化を見通しているが相変わらず高い経済成長率による税収増を前提としている。政府は歳出と歳入の両面を改革しなければ黒字化できない現実を直視するべきである。

コロナ禍の今は国民の命や暮らしを守る事が急務で財政出動を惜しむべき局面ではないが、感染収束後には財政の立て直しに正面から取り組む必要がある。先送りを防ぐには、感染や景気がどのような状況になれば作業を本格化するのか一定の目安を設けることが重要である。

2020年度3次補正予算は緊急事態宣言を前提にしていなかったため、「GTO」事業に1兆円超が計上された。いま優先するべきは逼迫している

医療機関や収入が減った低所得者への支援である。現実とずれた不要不急の事業を行う余裕がないことを自覚する必要がある。

行政改革について

法人会は行政改革について地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき身を削る改革を求めた。

一昨年の消費税増税に続き、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、国民生活に過重な負担がかかっている。国会議員の歳費2割削減の延長は国民への配慮とされたが、文書交通滞在費等は手をつけていなく、この程度では極めて不十分であり、小手先のパフォーマンスと言わざるをえない。これを機に以下の施策について徹底した改革を断行することを強く求める。

- ① 国・地方の議員定数の大胆な削減、歳費等の抑制
- ② 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- ③ 政党助成金の削減
- ④ 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- ⑤ 民間活力の積極的な導入

社会保障制度について

2022年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始め、社会保障給付

費の急増が見込まれる。

社会保障給付費は公費と保険料で賄われており、現行の負担を維持するには高齢者にも能力に応じた負担を求めるとも適正な負担を確保するとともに給付を「重点化・効率化」によって抑制することが必要である。今後の人口動態を予想したうえで、国民が納得できる制度の構築を要望する。

法人税関係

1. 法人税の負担構造について

近年の税制改正の中で、企業が国を選ばず時代にあつて、国内に成長分野を確立するには法人税率の引き下げは避けて通れないという観点から法人税率の引き下げが行なわれてきた。

グローバル経済において企業は国際競争力の確保が肝要であり、必要以上に重い税負担を課すべきではないが、問題は日本経済のリーダーとなるべき大企業の税負担があまりにも過少なことにある。この原因は現在の法人税制が大企業を優遇する一方で、中小企業には優遇措置が適用される条件が整っていないために、法定税率に近い税率が当てはめられていて、所得の大きい企業が多く負担するという「応能負担」の原則を逸脱している。これは税

制上の公平と異なり、国・地方の財源喪失の原因にもなっている。

コロナ対策に伴う歳出拡大に対して米国や英国では、法人税率の引き上げを表明している。先進国の中で突出して悪化している日本の財政を健全化するために企業の海外流出等を防ぐためのルール作りを講じた上で大企業にも税法で定められている程度の税率負担を求めるべきである。

2. 中小企業の基準見直しについて

大企業が減資して中小企業になる動きが相次いでいる。資本金が1億円以下の場合、税制上は中小企業扱いで法人税率が低くなる。また、地方税の法人事業税を赤字でも支払う外形標準課税も対象外になる。税負担が減ればコロナ禍などで悪化した財務の立て直しの一助になることは理解できる。

ただ、中小企業の税優遇の目的は大企業に比べてコスト削減や資本調達がしづらいなどのハンデを補うことにある。実態が大企業なのに優遇されるのであれば税法の趣旨に反すると言わざるをえない。

公平・中立という税の原則を逸脱する事態が生じている原因は資本金の多寡で中小企業かどうかを決める仕組みにある。コロナ禍で多くの企業の経営が悪化するなか、大企業の減資は今後も広がる可能性がある。

2016年の会社法施行で資本金1円でも起業できるようになり、資本金で大企業と中小企業を判断することは難しくなってきた。公平性を確保するために、売上高や従業員数等、事業規模の実態をよりの確に捉えられる基準に改めるべきである。

3. 役員給与の損金算入について

役員給与は職務執行の対価であり、恣意性のあるものなど課税上弊害があるものを除いて損金算入を認めること。

また、業績連動給与について同族会社も一定の要件のもとに損金算入を認めること。

4. 中小企業者等の法人税軽減税率について

中小企業者等の法人税軽減税率（所得金額年800万円以下の税率）15%は租税特別措置法による時限措置となつているので本則化すること。また、中小企業活性化のために昭和56年以来800万円以下に据え置かれていた軽減税率適用所得金額を1,600万円程度に引き上げること。

5. 中小企業の減価償却方法について

平成28年度税制改正で建物附属設備及び構築物の償却方法について定率法

が廃止され、定額法に変更された。また、すべての固定資産についても定額法に一本化すべきとの議論がある。

しかし、車両や機械装置などの固定資産は使用期間に均等に価値が減少していくのではなく、早期の費用化が抑制され、中小企業にとっては設備投資意欲の減退の懸念があるため定率法と定額法との選択適用を認めること。

6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得・事業供用した場合、年間取得価額合計額300万円までは取得価額の全額を損金算入できるとなっているが上限額300万円を廃止すること。また、適用期限は延長すること。

7. 中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）について

令和3年度税制改正で対象業種に不動産業、物品賃貸業、商店街振興組合等が追加されたが、対象資産は限定されていえるうえ新品の資産に限られていて不十分である。対象資産の拡大と中古資産を含めることを要望する。

8. 慶弔費等の交際費からの除外について

法人が支出する交際費等の額は元費を節約して企業の自己資本を充実し、企業の体質強化を図るといふ政策的見地等から法人税法上その全額又は一部の金額は損金不算入となっている。しかし、得意先、仕入先等の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用については社会通念上必要であるため、通常要する金額の範囲内であることを条件として交際費から除外すべきである。

所得税関係

1. 個人所得税の見直しについて

所得税は基幹税として公平な負担を求める必要性があり、少子高齢化、人口減少に対応した税制が肝要である。特に年収1億円を超える高額所得者に対する税率の引き上げや配当所得、譲渡所得などの資産性所得が適用されている分離課税の税率引き上げ等抜本的な見直しを行い、所得再分配といった基幹税としての本来の機能を回復することが必要である。

2. 各種控除制度の見直し

所得税に関する各種控除は、社会変

化に対応すべきであるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控除の引き上げや基礎控除の引き上げ又、ひとり親控除の創設等により複雑化が著しく、事務負担などが増加しているため、整理・合理化を図るべきである。整理・合理化に当たっては、税制だけではなく、社会保障制度のあり方なども一体として働き方改革に相応しいものとなるよう多角的な検討を求める。

3. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃止された。しかし2012年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は、0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育てはすべての世帯にとって担税力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活すべきである。

4. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引の決済は殆どが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義

務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末にまた、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを強く要望する。

消費税関係

1. 軽減税率制度の廃止について

一昨年の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者対策として軽減税率制度が実施され、キャッシュレス決済のポイント還元やプレミアム付商品券の発行等による家計負担を一定程度和らげる景気対策が、政治的な「ばらまき」によって増収分が吹き飛んでしまったと言われた。

法人会はこれまで消費税の増税について、事業者の事務負担増、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望してきた。この「ばらまき」対策でも消費税の逆進性は一向に解消されていないため、軽減税率制度を廃止し、低所得者対策として簡素な給付措置の実施を要望する。

2. 事業者免税点制度の廃止について

基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されている。消費税は事業者、消費者、

国民全員の信頼の上に成り立っている制度である。益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止すべきである。

3. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

本年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る登録事業者の申請が開始され、2023年10月から導入が予定されているインボイス制度は、全て事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであると同時に免税事業者の発行した請求書は仕入れ税額控除の対象にならないため、免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

長年にわたり、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着している。インボイス制度の導入に当たっては、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

事業承認税関係

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について

非上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相

続時に非課税となれば経済の活性化につながると思われる。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び非上場株の相続税を非課税とすること。

相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

2013年の税制改正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円+1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円+600万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、相続の課税対象割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円+800万円×法定相続人の数）に引き上げるべきである。

2. 相続時精算課税制度の非課税枠拡大等について

相続時精算課税制度は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、ど

んな場合に適用しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ないのが現実のようである。

非課税枠の拡大を含め利用しやすい制度に見直しを要望する。

3. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化にもなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

印紙税の廃止について

印紙税は契約書や領収書などの「紙」に課税されるが、同じ内容でもメールや電子契約などデジタル文書ならば課税されないというのは極めて不合理である。企業に膨大な事務負担を課し、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代にそぐわないため、廃止を要望する。

1. 外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も代替財源としてリストアップされている。地方自治体が景気に影響されない安定財源を確保する為に赤字に苦しむ中小企業に課税することは徴税者本位の発想であり容認できない。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 土地の評価体制について

土地の評価について現在は国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて行っているが、土地の使用目的により、恣意的に評価されることを防止し、また、行政の効率化の観点からも評価体制を一元化すべきである。

地方税関係

4. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与える。国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止又は縮減を要望する。

5. 不動産取得税について

不動産業者が商品として仕入れる土地や建物は販売を目的として取得するもので取得者が使用するものではない。不動産取得税の減免又は免税を要望する。

6. 超過課税について

①住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体も多く、課税の公平を欠く安易な課税と言わざるをえない。超過課税を実施している自治体はできるだけ早く標準税率に戻すべきである。

②森林環境税は2018年度の税制改正で導入され、2024年度から住民税に一律1,000円が上

乗せされる。しかし、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37府県で独自に導入されていることから、導入している県にとつては、2024年度以降は「二重課税」となってしまうおそれがある。制度開始までに二重課税とされないよう調整・対応が必要である。

その他

1. 二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。消費税との二重課税が行われている課税体系を是正すべきである。

2. マイナンバー制度について

マイナンバー制度については課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の適正処理と効率化及び国民の利便性の向上に資する一方で、手続きの

簡素化や個人情報の保護に十分配慮すべきであると考える。

また、制度が開始されて6年目となるが、2021年5月時点でマイナンバーカードの普及率は全人口の30パーセントに到達し、新型コロナウイルス対策で実施した定額給付金の申請目的やマイナポイント事業で増えたものの、2022年度までにほとんどの国民に普及させるという政府の目標には程遠い状況にある。政府はマイナンバーカード普及にむけて、健康保険証や運転免許証との一体化やスマートフォン搭載等、今後も様々な対策を実施するとしているが、目標とする「行政の効率化」「国民の利便性の向上」および「公平・公正な社会の実現」は、国民が実感できる水準には至っていない。個人情報保護やセキュリティ面に十分留意したうえで、制度普及の理解を高めていくべきである。

3. セキュリティソフト導入に関する税制措置について

マイナンバー制度の開始以後事業者は個人情報保護・監理が義務付けられ、厳重なセキュリティ措置を余儀なくされている。法定調書等の提出を e-Taxで行うことを考えると、インターネットに接続しないパソコンでの管理では対応できないため、セキュリティソフト導入に関する税制措置を要

望する。

4. 震災について

東日本震災からの復興にむけて復興期間の後期にあたる「復興・創生期間」も終了したが、被災地の再生は道半ばであり、原発事故の対応を含めて検証が必要である。また、近年地震だけではなく想定を超えるような大型台風や集中豪雨の災害が相次いでいるため、今後も適切な支援と実効性ある措置を講じる必要がある。

5. 租税教育について

税は国や地方が国民に供与するサービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。

高齢者数がピークとなる2040年度には、政府の推計で医療や介護、年金などに係る社会保障給付費は約190兆円にまで膨張するとの試算がある。

少子高齢化が進む現在において、超高齢化社会の現役世代となる子供たちが、税の意義や税が果たす役割について、正しい理解を深めることは極めて重要である。また学校教育のみならず、社会全体で取り組むべきものであることから、その対象を、大学生や社会人まで拡大するなど国民全体で税について考える環境整備が必要である。

法律相談

株主平等の原則と

属人的株式



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q 当社は、株式の譲渡について取締役会の承認を要すると定款に規定されているいわゆる「非公開会社」です。株主は、創業者である甲が発行済み株式の60%を所有し、残りの40%を甲の長男乙に譲渡してきました。甲は乙を後継者として以前から徐々に甲名義の株式を乙で相対低い価額になりました。そこで甲所有の60%の株式のうち相当部分を思い切って乙に譲渡しようと考えましたが、乙の株式保有率が過半数になると甲の経営権に支障が生じても困るとの心配が出てきました。甲は財産は後継者に渡していいが、甲もまだ元気なので当社の経営は続けていきたいと考えています。何かよい対策はありますか。

A

1. 会社法第109条1項は、次のように規定しています。「株式会社は、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならない」。これを「株主平等の原則」といいます。取締役や監査役の選任・解任、計算書類の承認、配当金の決議、役員に対する退職金の支給等、会社にとって重要な意思決定は株主総会の決議によって定められますが、その決議は原則として

1株1個の議決権としてその多数決で決議します。したがって、発行済み株式の過半数を有している者が会社の経営権を有することになります。このことは説明するまでもないと思います。以上が株式会社における経営権の所在についての大原則です。

2.

ところが同じく会社法109条2項は次のように規定しています。「前項の規定にかかわらず、公開会社でない株式会社は、剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権について、株主ごとに異なる取り扱いを行う旨を定款で定めることができる」。ここでいう公開会社でない株式会社とは、株式の譲渡について取締役会等の承認決議を要すると定款で規定されている会社です。この規定は会社の登記簿に記載されることになっています。大多数の会社がこの規定を有している公開会社でない株式会社です。したがって、ほとんどの会社で株主ごとに前記の3つの事項を定款で定めることができます。

3.

重要な株主総会における議決権につ

いて考えてみますと、次のような定款の定めができます。「甲は、1株100議決権、乙は1株1議決権とする」とか「乙の議決権を10分の1に縮減する」などです。そうすると甲は発行済み株式の2%を有していれば議決権については67%を有していることになり、甲は後継者に98%の株式を譲渡しても経営権は失われないこととなります。

このような株式のことを「属人的株式」といいます。

属人的株式は定款変更の手続きによりその効力を生じます。このような株主平等の原則の例外を認めることになるので、この定款変更のための株主総会の決議は、総株主の半数以上（頭数）であって、総株主の議決権の4分の3以上（議決権の個数）に当たる多数の特殊決議をもって行う必要があります。しかし、属人的株式は定款記載事項ではありませんが、会社の登記事項ではありません。したがって、定款を見なければ属人的株式の発行会社か否かはわかりません。

4.

このような属人的株式は、新たに新株を発行する必要はなく既発行株

式について、この定めをすればよいことになっていきます。極めて便利な方法です。しかしこの方法により属人的株式の発生をさせた場合、税務上、議決権数の少なくなった者から議決権が多くなった者への贈与税の問題が発生するのではないかと心配になります。というのは、株式の評価について議決権の多くなった株式の価額は高くなり、議決権の少なくなった株式の価額は低くなるのではないかと、その結果、株価が低くなった者から株価が高くなった者への贈与があったものとされるのではないかと、という心配であります。

しかし、現行の税法の実務ではこの心配は不要です。定款変更時の贈与税の問題も、また、株式の評価の変更もなく、甲、乙の有する株式は属人的定めのない普通株式として評価されるというのが現行の税法の評価方式です。

この属人的株式は、その株式とその所有者とが結びついた株式です。すから、その株式が譲渡されたり相続により移転したりすると属人的株式の効力は消滅し、普通の株式に変わりますし、この定款の定めを変更することもできる

5.

ことから、税務上はこのように解されています。以上の通りですので、後継者や子供に財産権である株式を大部分譲渡しても、この規定に基づき創業者等が引き続き会社の経営権を保持しながら会社を運営することができます。

この規定は、平成17年会社法制定の際、旧有限会社法で認められていた属人的出資金の取り扱いが、公開会社でない株式会社を引き継がれたものです。この規定が前記のごとく極めて使い勝手が良いものなのです。いろいろの使い方が考えられますが、あらゆる場合に有効かということ、そうとも言い得ません。

東京地裁立川支部平成25年9月25日判決では、敵対的株主の有する株式について議決権を100分の1に縮減する定款変更をした事案ですが、「差別的取り扱いが合理的理由に基づくか、その目的において正当性を欠いている場合や、特定の株主の基本的な権利を實質的に奪うものであるなど、当該株主に対する差別的取り扱いが手段の必要性や相当性を欠くような場

6.

合には、そのような定款変更をすする旨の決議は、株主平等の原則の趣旨に違反するものとして無効とすべきである」としました。注意しなければなりません。事業承継において株式の大半を後継者に譲渡した上で、先代経営者の有する株式について、「議決権を〇〇個とする」などとして先代経営者が議決権の過半数を有する状態にすることなどは合理的理由があり、その目的において正当性を有していると判断されると考えられます。

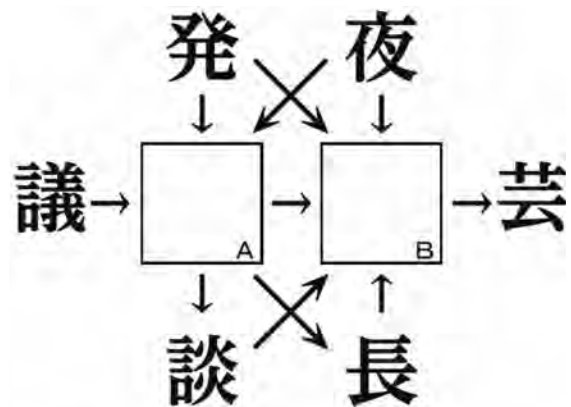
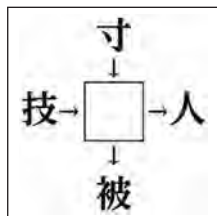
以上説明した「属人的株式」を上手に使い事業承継を考えるものも有効な方法であると思われまますので、今回の頭書の質問についてこの「属人的株式」を紹介することにしました。なお、前記のとおり判例もありますので、属人的株式の導入のための定款変更が無効とされないように、また、前記の税法上の取扱いについても変更される可能性もあり得ますので、専門家と相談しながら進めることをお勧めします。

Quiz 1 パズル・熟語づくり

矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。

<例題>矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、にあてはまる漢字を書きましょう。

【答え】法



税務相談



東京地方税理士会 甲府支部

税理士

本川 修一

インボイス制度導入後の 変更点と問題点

仕入税額控除を受けるためにはこの適格請求書を取引先から発行してもらう必要がありますが、この適格請求書はすべての事業者が発行できるわけではありません。適格請求書を発行するためには、「消費税の課税事業者」でなければなりません。

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入により、区分記載請求書に代えて「適格請求書」と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。そしていよいよ本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請が始まります。

今回は、インボイス制度が導入された場合に生じる影響（事業者がこうむる可能性のある不利益）について説明したいと思います。

1 現行制度と適格請求書保存方式（インボイス制度）導入後の変更点

現行の消費税仕入税額控除の要件は「区分記載請求書保存方式」であり、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れがそれ以外の仕入れかの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存を要件とする方式です。

令和5年10月1日からは「適格請求書保存方式」となり、「**図1**」のとおり区分記載請求書に「**①登録番号**」「**②適用税率**」「**③消費税額**」を追加しなければなりません。

2 インボイス制度により起こりうる問題点（事業者がこうむる可能性のある不利益）

(1) 売上一千万円以下の免税事業者への影響
インボイス制度の導入で最も問題となるのが、適格請求書を発行できない事業者からの仕入れは「仕入税額控除」ができない、という点です。

年間の売上高が一千万円未満の事業者は消費税の免税事業者となっており、現状のままだと適格請求書を発行することができません。したがって、取引先は仕入税額控除を受けるために、免税事業者との取引を断って、課税事業者と取引することが想定されます。

免税事業者が今までどおり取引を続けたいのであれば「消費税課税事業者選択届」を税務署に届け出して課税事業者にならなければなりません。

(2) 免税事業者が取引先にいると税負担が増加
課税事業者が免税事業者と取引をした場合、適格請求書を発行してもらうことはできませんので、仕入税額控除を適用することができません。課税事業

【現行の区分記載請求書等保存方式】	【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】 【図1】
※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式 ~2023年9月	2023年10月~
【イメージ】	【イメージ】
<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△</p> <p>●年■月分 請求金額 43,600円</p> <p>■月1日 割りばし 550円</p> <p>■月3日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円</p> <p>(10%対象 22,000円)</p> <p>(8%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p> <p>【記載事項】</p> <p>① 請求書発行者の氏名又は名称</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引の内容</p> <p>④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）</p> <p>⑤ 軽減税率の対象品目である旨</p> <p>⑥ 請求書受領者の氏名又は名称</p>	<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△ (T1234...)</p> <p>●年■月分 請求金額 43,600円</p> <p>■月1日 割りばし 550円</p> <p>■月3日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円</p> <p>10%対象 22,000円 内税 2,000円</p> <p>8%対象 21,600円 内税 1,600円</p> <p>※は軽減税率対象</p> <p>【記載事項】</p> <p>区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの</p> <p>① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》</p> <p>② 適用税率</p> <p>③ 消費税額</p>
<p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら「追記」が可能 免税事業者でも発行可能 区分記載請求書の「交付義務」はない 	<p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による「追記」は不可） 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要） 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

(財務省資料)

者自らが支払った分の消費税相当額を負担しなければならなくなります。

ただし、インボイス制度導入後すぐに仕入税額控除ができなくなるわけではなく、【図2】のとおり、6年間の経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

3 適格請求書発行事業者になるための手続き

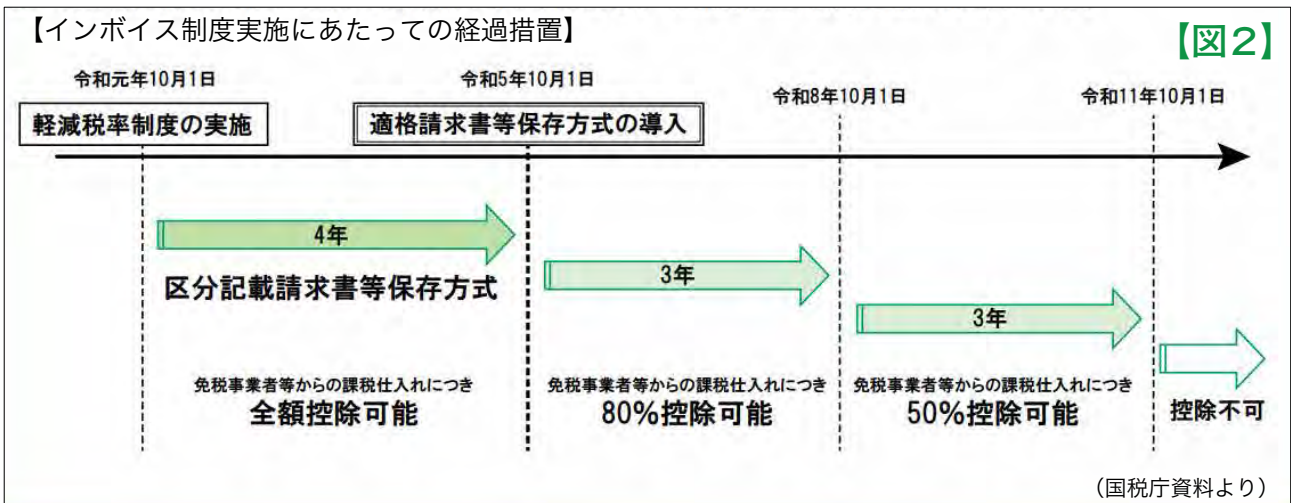
適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」(登録申請書)を提出し、登録を受ける必要があります。

免税事業者が登録を受けるためには、登録申請書に加えて「課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。

インボイス制度開始当初(令和5年10月1日)から登録を受けるためには、原則として、令和3年10月1日から令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。なお、登録申請書はe-Taxでも提出が可能となります。

4 まとめ

課税事業者においては、インボイス制度が導入されると免税事業者との取引が消費税負担の大きな問題となってきます。今のうちにインボイス制度の趣旨を取引先と十分に話し合い、免税事業者には課税事業者になってもらう、もしくは取引先を課税事業者に変更するなどの対応をする必要があります。



Quiz 2 7つの間違い探し

『京鹿子娘道成寺』

左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？



(甲) 弓の① (甲中) 鼓の⑨ (甲) 鼓の玉の⑨ (甲) 鼓の玉の⑨ (甲) 鼓の玉の⑨ (甲) 鼓の玉の⑨ (甲) 鼓の玉の⑨ (甲) 鼓の玉の⑨

会社のための税情報



会社に関わる『様々な情報』をお伝えします。

(協力：甲府税務署)


印紙税

クレカで支払いを受けた際の領収書に印紙はいる？


Q

「領収書 A・B について印紙を貼る必要はありますか？」

A

領収書	けんた
¥ 100,000.-	
上記正に受領いたしました	
支払方法	甲府市・・・
クレジットカード	〇〇宝飾株式会社 

B

領収書	けんた様
¥ 100,000.-	
上記正に受領いたしました	
支払方法	甲府市・・・
_____	〇〇宝飾株式会社 

A

「A は不要。B は貼る必要があります。」

クレジットカードで支払いを受けた際の領収書には印紙がいらないと理解している方が多いと思います。しかし、これは正しくありません。

印紙税は文書課税といって、その文書に書かれている内容で印紙がいるかどうかを判断することになります。

なので、領収書にクレジットカードによる支払いであることが書かれていないと、課税文書として取り扱われてしまいます。

領収書 A・B の違いは、支払方法の記載があるかないかだけ。ただそれだけです。

※支払方法がチェックボックスになっている場合には、クレジットカードに を入れることで支払方法の記載がされていることとなりますので、チェックもれのないように注意してください。

領収書の記載は、従業員によってまちまちなことがよくあります。また、領収書そのものの様式が部署等によって異なることもあります。領収書発行の際のマニュアル等について確認し、会社として領収書の支払方法の記載の仕方についてしっかりとルールを決めましょう！！

印紙税独特の取り扱いを理解して
「無駄な印紙」を貼らないようにしましょう！

源泉所得税

そのマイカー通勤手当も給与です



社 長

来月に工場を北杜市に移転するから、すべての従業員にマイカー通勤手当として月額 20,000 円を支給することにしたいんだけど、どうかな～？

皆さんの通勤距離も長くなることですし、良いことだと思います。ただ、マイカー通勤している従業員に「通勤手当」としてお金を支払った場合、自宅から会社までの距離によっては、給与として取り扱う必要がありますよ！



経 理
担当者



社 長

えっ！ **通勤手当として支払っても給与になるの！?**
それって何か決まりがあるの？

通勤手当は距離によって限度額があって、それを超える部分の金額については給与となります。
例えば、片道の通勤距離が 20 キロメートルの人に毎月 20,000 円を支給した場合は、7,100 円を給与として取り扱わなければなりません。



法律で支給限度額が
12,900 円と決まっています。



経 理
担当者



社 長

じゃあ「通勤手当」という名前を変えて、「ガソリン手当」にしようかな！
これならいくら払っても大丈夫だよな！？

社長なに言ってるんですか！

たとえ名前を変えたとしても、実際に通勤手当としてお金を払ってれば、限度額を超えた部分は税務署から給与として判断されますよ！



経 理
担当者



社 長

さすがに税務署も見逃してくれマイカー！！

山梨県からのお知らせ

納税が困難な方に対する県税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響等により財産に相当な損失が生じた場合や、事業を廃止又は休止した場合等であって、県税を一時に納付することができないと認められるときは、猶予制度がありますので、**山梨県総合県税事務所 滞納整理部**にご相談ください。

(徴収の猶予:地方税法第 15 条、換価の猶予:地方税法第 15 条の 5, 6)

主な県税：個人又は法人の事業税、不動産取得税、自動車税 など

徴収の猶予

次のようなケースに該当する場合

- 財産が災害や盗難にあった場合
- ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- 事業を廃止し、又は休止した場合
- 事業に著しい損失を受けた場合

換価の猶予

次のいずれにもあてはまる場合

- 県税を一時に納付することにより、事業の継続を困難にするおそれがある場合
- 納税について誠実な意思を有していると認められる場合

※猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、担保提供が必要となる場合があります。

個人住民税、固定資産税、国保税（料）等については、各市町村窓口にご相談ください。

詳しくは 山梨県ホームページ

山梨県 徴収猶予

検索



●相談窓口 山梨県総合県税事務所 滞納整理部 055-261-9120
E-mail : kenzei-cb@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県からのお知らせ

エルタックス
eLTAX



オフィスや自宅で楽々！ダイレクト納付 県税の納付は エルタックスが便利！

地方税共同機構が運営する **eLTAX**（エルタックス）を利用すれば、電子申告に連動して電子納税までワンストップで手続きできます。県税の納付を、窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから行うことができます。



どこが簡単・便利ですか？

- ①事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付（ダイレクト納付）することができます。納付日を指定して納付することができます。手数料はかかりません。
- ②金融機関などの混み合う窓口に出向くことなく、複数の地方団体へ一括で電子納税でき、事務負担の軽減につながります。特に、毎月の特別徴収に係る個人住民税の納付に便利です。

eLTAX 紹介動画 「簡単便利な電子申告・電子納税」



電子納税できる県税の種類

- ①法人県民税
- ②法人事業税
- ③地方法人特別税・特別法人事業税
- ④個人住民税（特別徴収分、退職所得分）

※個人住民税（特別徴収分）は毎月の納付となりますので、より便利です。
○これら以外にも給与支払報告書・源泉徴収票を一括して eLTAX で送信することができます。

給与支払報告書の電子的提出の一元化（概要編）



eLTAX について更に詳しい情報は

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>



山梨県総務部税務課

TEL: 055-223-1386

激甚化する自然災害から

従業員を守れ

日刊工業新聞社

岡田直樹



まで従業員を待機させることが重要としていく。

天候が悪化する中で従業員を帰宅させる場合は、特段の注意を払う必要がある。50人の半数以上は車で移動中に亡くなり、その8割強は水害によるものだ。立体交差のアンダーパスが冠水し、車ごと深みにはまる痛ましいケースも少なくなかった。

設備管理などで出社しなければなら

ない従業員は、工場が高台などにあり安全を確保できるなら、職場に留まることも有効な選択肢になる。台風などの進行型災害では準備の時間がある。自社への影響が最大化するとみられる時刻から逆算し、早めに避難体制を整えておく。こうしたタイムライン防災の視点に立ち、従業員の生命を守ることから自然災害に強い組織づくりを進めたい。

いと読んだ。

各調査機関のアンケートによると、東日本大震災以降、中小企業のBCP策定率は漸増傾向にあるものの、全体の2割に満たない。鈴木工業の鈴木伸彌社長は「できるところから始めてほしい。費用をかけられない中小企業では、従業員の防災意識を高めるなどソフト面の対策が肝になる」と話す。

従業員の個別事情を考慮のうえ、一枚紙に各人の初動対応をまとめて社内共有し、いざという時に遅滞なく発動できるようにしておくだけで効果がある。鈴木工業では安否確認を迅速に行えるよう、従業員が社内の緊急連絡先や家族の電話番号を記した防災カードを携帯している。アナログ的な手法も活用し、堤防より心の壁を高くしておきたい。

東日本大震災から10年が経ったが、貴社の防災対策は進展しているだろうか。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、地震、台風、豪雨などの自然災害に見舞われる「複合災害」のリスクが高まっている。本社工場など拠点が限られる中小企業では、事業継続計画（BCP）の策定など事前の備えが存続を左右する。従業員の安全を守るところから対策に着手したい。

中央防災会議ワーキンググループの報告によると、台風19号により屋外で亡くなった50人のうち「仕事中」「通勤・帰宅中」の被災者が3割弱含まれる。企業は率先して従業員の安全確保に取り組み必要がある。

内閣府は今年4月、企業の事業継続能力向上のための基本的な考え方をまとめた「事業継続ガイドライン」を改定した。気候変動に伴う風水害の激甚・頻発化という近年の災害特性を踏まえ、従業員の安全確保により注力するよう求めている。

具体的には、台風や豪雨で公共交通機関が計画運休となるなど出勤や退勤が困難になることが想定される場合は、計画休業やテレワークの実施、特別休暇の取得などにより、危機が去る

産業廃棄物処理業の鈴木工業（仙台市若林区）は、東日本大震災で5メートルを超す津波により処理施設の機能を喪失したが、平時から積み重ねてきた訓練が生きた。従業員がすぐに大型発電機を手配しピンチをしのげた。焼却炉を稼働させるには攪拌や送風に電力が要る。インフラの復旧は当面難し

【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。埼玉県出身。

新入会員紹介 (令和3年4月～8月) (順不同・敬称略)

株式会社 八馬キャスティング

代表者 李 康満
業種 貴金属加工・販売
住所 甲府市住吉2-5-6
TEL・FAX 055-267-6013
メールアドレス NNWN2121@gmail.com

株式会社 エフエム甲府

代表者 古屋 忠彦
業種 情報通信業
住所 甲府市酒折2-4-5 山梨学院大学内
TEL 055-225-1171 FAX 055-225-1190
メールアドレス fm-staff@fm-kofu.co.jp
URL http://www.fm-kofu.co.jp

株式会社 小池組

代表者 小池 勲
業種 伐採
住所 北杜市武川町柳沢803
TEL 0551-26-2680 FAX 0551-45-7539
メールアドレス ishiutoro@cotton.ocn.ne.jp
URL https://koikegumi.work

山梨ホームエンジニアリング 株式会社

代表者 藤森 正秀
業種 建設業
住所 甲府市上町1046-1
TEL 055-267-6658 FAX 055-267-6659
メールアドレス info@yhe.co.jp
URL https://yhe.co.jp

FieldStone HD 株式会社

代表者 石原 満彦
業種 持株会社
住所 中央市東花輪2128
TEL 055-273-5902 FAX 055-273-8371

株式会社 KARAT

代表者 丹沢 昌二
業種 貴金属装身具製造・加工
住所 甲府市国母8-13-31
TEL 055-225-2510 FAX 055-225-2512
メールアドレス tanzawa@karat-j.com
URL www.karat-j.com

一般社団法人 山梨県環境管理協会

代表者 金丸 三郎
業種 サービス業
住所 甲府市堀之内町45-1
TEL 055-234-5415 FAX 055-234-5425
メールアドレス info@eco-action21-yamanashi.jp
URL http://www.eco-action21-yamanashi.jp

山梨交通ホールディングス合同会社

代表者 雨宮 正英
業種 証券・商品取引業
住所 甲府市飯田3-2-34
TEL 055-223-0811 FAX 055-228-8760
URL http://yamanashikotsu.co.jp

シリトリ ヴェニ ジェムス 株式会社

代表者 ジェイン ラケシ クマール
住所 甲府市青沼3-8-14
TEL 055-222-2353 FAX 055-222-2352

有限会社 イン・デコ・ストック

代表者 中山 美紀
住所 北杜市武川町三吹2183-2
TEL 0551-26-3300 FAX 0551-45-6240

有限会社 ナカヤマ住設

代表者 中山 美紀
住所 北杜市武川町三吹2183-2
TEL 0551-26-2825 FAX 0551-45-6240

株式会社 Foresters Village

代表者 鷹野 好男
住所 北杜市武川町柳澤3802
TEL 0544-52-1500 FAX 0544-52-1510

株式会社 ペルソナブルワリー

代表者 高橋 添
住所 甲府市朝日2-18-4
TEL 055-244-6308

森一工業

代表者 森 保男
業種 足場工事業
住所 韮崎市上ノ山1025

発行所 公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 輿水 順彦
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055-237-7774
株式会社サンニチ印刷
令和3年8月26日

○インボイス制度に関する研修会
9月14日 甲府法人会館からオンライン配信
【内容】インボイス制度で変わることに
定員 会場参加20名
オンライン参加50名

○源泉部会講習会
(第3回) 9月16日 アピオ甲府タワー館
初級 特殊な給与・現物給与の取扱い
報酬・料金等の源泉徴収事務
消費税について
(第4回) 10月14日 アピオ甲府タワー館
初級 退職所得の源泉徴収事務
上級 退職所得の源泉徴収事務
(第5回) 11月15日 アピオ甲府タワー館
初級・上級共通
年末調整事務(各種用紙配付)

研修会等の予定

高野会長が聖火ランナーを務める

6月26日、高野会長がオリンピックの聖火ランナーとして甲府市内を走られました。



法人会 貸倒保証制度が 皆様の攻めの経営を サポートします!



与信管理を**貸倒保証制度**へアウトソーシングすることで、
経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に
御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

Case ①

卸売業

お取引先が民事再生手続開始の申立てを行い、債務者に対する被保険者の売掛金債権が回収不能となった。

認定損害額

民事再生

668万円

Case ②

製造業

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手形を出した。法的整理手続きの通知があり、決済予定の手形が不渡りとなった。

認定損害額

不渡り

1,000万円

※過去に記名プランで起きた事故例です

お見積りはカンタン

無記名包括
プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全お取引先を包括して補償対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。
無記名包括プランは保険期間中のお取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

補償対象のお取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

専用の見積依頼書にお取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

お問い合わせ先

(引受保険会社)

三井住友海上火災保険株式会社
山梨支店 甲府支社 担当:吉川

〒400-0858 山梨県甲府市相生2-3-16
TEL:055-228-4331 FAX:055-228-4385